

(商標登録番号・第4234817号)

# ごまめの歯ぎしり

— 第49号 —  
河野太郎事務所

ツイッター @konotarogomame  
電子メール tarokono1963@gmail.com  
ホームページ <http://www.taro.org/>  
自民党神奈川県第15選挙区支部

平塚事務所  
〒254-0811 平塚市八重畠町7-26  
TEL 0463-20-2001 FAX 0463-21-7711

茅ヶ崎事務所  
〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3-2F  
TEL 0467-86-2001 FAX 0467-86-2002

議員会館  
〒100-8982 千代田区永田町2-1-2  
衆議院第二議員会館1103号室  
TEL 03-3508-7006

# 災害復旧

かかる費用について  
の給与、医療、被  
災者の救出などに

## 家庭での備蓄を

を超える食料などの支援を行いました。

熊本地震のような大きな災害が起きたときに、政府はどう動くのか、制度的な観点からご紹介してみたいと思います。

四月一四日午後九時二六分、熊本県で震度七の地震が発生しました。防災担当大臣である私は、九時四〇分には官邸の地下深くにあるオペレーションルームに駆け込み、私自身が本部長となる非常災害対策本部を設置しました。ここはマスコミにも一切公開されず、限られた関係者しか入室することができませんが、各省庁はもとより、警察、消防、自衛隊、海上保安庁をはじめ、あらゆる政府の情報が集まります。

まず、内閣府の四名の先遣隊を現地に向けて自衛隊機で出発させました。警察と消防の部隊は直ちに救助、応急仮設住宅の設置、食品、飲料水

救急の作業を始め、知事の要請に基づいて自衛隊も同じく出動しました。翌朝三時までに先遣隊が現地に到着、現地対策本部が立ち上がり、情報の集約を始めます。この現地対策本部には、各省庁から幹部クラスが送り込まれ、物資調達、インフラ復旧、現地の負担がなくなります。これにより、市町村は安心して避難所を開設し、運営に当たることができるようになるわけです。

しかし、被災地では職員も被災していますし、司令塔となる行政の建物も損傷していました。そこで政府幹線道路は倒壊した建物のがれきで塞がれ、首都圏にある食品工場も被災します。国の計画でも首都直下地震発生後、三日間は国の物資の支援は家庭に届かないことを想定しています。

旧、ごみの処理、衛生管理、自治体の行政機能の立て直しなどを担いまして。そして、熊本県知事が「災害救助法」の適用を決定しました。「災害救助法」の適用を受けると避難所、応急仮設住宅の設置、食品、飲料水

の非常災害対策本部は、平成二八年度の予備費の二三億円を使って、自治体からの要請を待たずに、食料と水、簡易トイレなどを国が全額費用負担して、自衛隊や民間業者を活用して避難所などに直接送り込み始めました。最終的に国は、二六〇万食もしあなたがわかっているけれどやつていなかつたなら、この機会に真剣に備蓄をはじめてください。

# 河野太郎の国会報告

## 様々な制度

熊本では、一五日朝から電気、水道、ガスといったインフラの復旧も直ちに始まりましたが、四月一六日未明に本震が発生しました。

そして、熊本県知事は、「被災者生活再建支援法（以下、支援法）」の適用を四月二一日に決定します。

支援法は、市町村で一〇世帯以上の住宅全壊被害が発生した場合に適用されますが、都道府県で一〇〇世帯以上の住宅全壊被害が発生すると全県に適用されます。今回の熊本県は、これに該当します。

支援法の適用が決まるとき、住宅が全壊した場合には最高三〇〇万円までの支援金が支給されます。

その後、四月二五日に「激甚災害」の指定を閣議決定しました。

激甚災害というおどろおどろしい名前がついているのでよく誤解されますが、激甚災害で適用される制度のほとんどは、避難所に避難している人に対する支援には、直接、関係はありません。

「激甚災害制度」は公共土木施設

等の災害復旧に必要な費用に関する国庫補助の嵩上げを行い、自治体の財政負担を軽減するためのものです。

激甚災害の指定は、復旧費用がその自治体の財政力の一定割合を超えるかどうかで、機械的に決まります。

例えば公共土木施設等による全国の災害復旧の査定見込額が約一七八五億円を超えるれば激甚災害の指定が可能になりますが、実際に指定される

かどうかは、その災害からの復旧にかかる配慮が必要な方にホテルや旅館等が「二次避難所」として提供されました。被災者の費用負担はなく、

仮設住宅等が整備されるまで続きます。被災者の費用負担はなく、

さらに五月一〇日に「大規模災害からのおおむね最長一年間です。

いくら必要になるのか、そしてその金額がその自治体の財政力と比べてどの程度になるかによります。大きな被害を受けても、その自治体の財政力が非常に大きければ指定されないこともあります。

そして、被災の程度が半壊以上の方を対象に、「公営住宅の提供」が始まります。家賃は無料で、光熱水費などは入居者の負担になり、期間

からのおおむね最長一年間です。

また、被災の程度が全壊であるなどの住まいの提供の段階に入ります。

所の運営が回り始めると、被災者へ間賃貸住宅の借り上げによる「みなし応急仮設住宅」又はプレハブなど

地震直後には家屋にどのような被害が生じているかを調べる「応急判定」が行われます。これは家屋への立ち入りが安全か、注意が必要か、危険

が判定するものです。

その後、家屋の被害を証明する

住める場合は、五七万六千円を限度額として、「応急修理」を受けることができます。

四月二八日には、閣議で熊本地震

を「特定非常災害」に指定しました。

これにより、被災地で運転免許や飲食店営業許可などの有効期限が特別

に延長されることになります。

さらに五月一〇日に「大規模災害からのおおむね最長一年間です。

常災害の指定を閣議決定しました。

この指定を受けると、道路等の災害復旧事業について国による代行が可

能となります。この指定は熊本地震が初めてとなります。

さらに復旧、復興に必要な予算に

ついては平成二八年度の「補正予算」が五月一七日に成立しました。

我が国は、伊勢湾台風、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった節目となる大きな災害を経て、こうし

た災害対策制度を拡充してきました。

熊本地震からの一日も早い復旧、復

興に努めてまいります。



## 首都圏大水害

地球温暖化の影響で、自然災害が激甚化してきています。とくに風水害の確率が高まっています。

これまで三〇〇年に一度の大雨といわれたような雨が、気候変動の結果、一〇〇年に一度は降るようになります。そして一〇〇年に一度のはずの雨が数十年に一度は降ることになります。その結果、首都圏では大洪水の可能性が大きくなっています。

例えば、これまで二〇〇年に一度の雨で氾濫すると言われた荒川の水害が、もつと頻繁に起きるようになります。事実、平成一一年と平成一九年には、大雨で荒川が警戒水位を超え、あわやという事態が起きます。

もし荒川が氾濫すれば、五〇〇万人が影響を受けるといわれています。これは首都直下地震により東京都内で発生する帰宅困難者の数にほぼ等しくなります。

このだけの人数が避難することを考えると、まず、それだけの受け入れ先を準備しなければなりません。そして移動を考えれば、予報が外れて空振りになることを恐れずに、二時間から四八時間前には避難指示を出す必要があります。そうなると区長ではなく、都知事または防災大臣が責任を持つて避難指示を出す必要があるでしょう。おそらく自動車で移動することは難しく、公共交通機関を使う、あるいは徒歩で移動してもらう必要があります。

首都圏で水害が発生した場合、東京の地下鉄も相当部分が水没します。東京メトロをはじめ、各社、真剣に対応策を考えてもらっていますが、地下街の場合、どんなに対策をしても、一か所からでも浸水すれば、いずれ水没してしまいます。例えば渋谷駅の場合、ビルの入り口を含めると地下街への出入り口がいくつあるかわかりません。一説によれば関係者が一三四まで数えてギブアップしましたといわれています。そこまで數えたときに、ビル内には関係者しか知らない従業員用のエレベーターなどがあることに気がついて、愕然としたそうです。

かつてチエコのプラハの地下鉄が洪水で浸水した時は一八駅の復旧に半年かかりました。荒川の場合は二四時間から四八時間のリードタイムがあるといわれます。

## 火事場泥棒

熊本地震発災後の一ヶ月に被災地で四五件の空き巣などの窃盗事件がありました。

こうした「火事場泥棒」は、財産を奪うだけでなく、窃盗におびえるあまり避難が遅れ、人命にもかかわることがありうると、与党内でも強く非難されています。

五年を超える七年以下の懲役は四五件（〇・四二%）、三年を超える五年以下が七五五件（七・一%）です。

「火事場泥棒」は卑劣で許し難いものです。被災地域で不安な生活を強いられている方々の安全安心の確保は、極めて重大な課題であり、災害時の窃盗の重罰化については、様々な観点から与党内だけでなく、国会でも活発に議論が行われるべきです。

〇年以下の懲役または五〇万円以下の罰金に処する」とあります。さらに「盗犯等の防止及び処分に関する法律」第三条で、「常習累犯窃盗犯（常習として窃盗を犯した者であつて、過去一〇年以内に窃盗等で三回以上六月以上の懲役の執行を受けたもの）は、三年以上の有期懲役（二〇年以下）に処する」とこととされています。

本来ならば、現在の刑法のもとでかに速くなっているはずです。

特に災害対応では、細部が問題になります。できる「はず」のことを疑う必要があります。万が一に備えて、防災対策を再点検していきます。

しかし、例えば平成二五年一年間に窃盗に係る第一審での科刑総数が一〇、六四一件、そのうち七年を超える一〇年以下の懲役となつたのは五件、割合にして〇・〇四七%です。

五年を超える七年以下の懲役は四五件（〇・四二%）、三年を超える五年以下が七五五件（七・一%）です。